

## ② 普通徴収に切り替える場合

### 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動(退職・転勤・休職など)があった場合には翌月の10日までに必ず提出してください。  
 ◎1月1日以降に退職される方の未徴収税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。

(提出先) 松山市長		給 特 義 別 務 徴 収 者 支 払 者	所在地 〒△△△-△△△△ 松山市二番町1111番地		特別徴収義務者 指定番号 0000001234	
令和5年11月7日提出			氏名又は名称 〇〇商事株式会社		宛名番号 2	
フリガナ ホウジョウ ハナコ		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		担当者連絡先 所属 人事部経理課		電話 (089) 〇〇〇-×××× 内線(△△△△)
氏名 北条 花子		個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		氏名 愛媛 一郎		
生年月日 T・S・H 47年12月1日		受給者番号 02345		1月1日現在の住所 松山市二番町〇丁目〇番地〇		異動後の住所 松山市三番町△丁目△番地△
個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		1月1日現在の住所 松山市二番町〇丁目〇番地〇		異動後の住所 松山市三番町△丁目△番地△		
特別徴収税額 (年税額) 12,000 円		徴収済額 (イ) 5,000 円		未徴収税額 (ウ) 7,000 円		異動年月日 R5 年 10 月 31 日
1 退職		2 転勤		3 休職・長欠		4 死亡
5 支払少額・不定期		6 合併・解散		7 その他( )		
1 特別徴収継続		2 一括徴収		3 普通徴収(本人納付)		

マイナンバー制度の導入に伴い、平成29年1月1日以降の提出分から給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)、給与所得者の個人番号の記入が必要となりました。

宛名番号とは、各給与所得者に割り当てている通し番号です。「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載しています。

(ア) …異動された方の1年間の税額  
 (イ) …事業所にて徴収できた該当月とその合計額  
 (ウ) …残りの税額

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号 新規	法人番号	受給者番号
所在地	〒	担当者連絡先 所属 氏名 電話	納入書の要否(新規の場合のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
フリガナ		内線( )	
氏名又は名称			

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
理由	1. 異動が令和 _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
理由	1. 異動が令和 _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		